

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の当てはめの見直しについて

平成 17 年 6 月：富山駅以东（朝日町～富山市）、平成 21 年 10 月：富山駅以西（富山市～小矢部市）

新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、本県では、平成 21 年 10 月までに沿線全域での類型当てはめを行ったところです。

その後、新たに住宅が建てられるなど、沿線の土地利用に変化があることから、関係市町村と連携して土地利用状況の調査を実施し、次のとおり当てはめの見直しを行ったので、お知らせします。

1 土地利用状況調査の概要

時期	概要
平成 26 年 5 月～ 平成 27 年 1 月中旬	・都市計画法上の用途地域の変更の有無の確認 ・現地調査等による住居や商業施設等の新設・廃止の確認
～平成 27 年 2 月 24 日	関係市町村による地域指定図の最終確認

2 地域類型の当てはめに係る基本的な考え方（従前から変更なし）

(1) 当てはめる地域の範囲

軌道中心線から両側 300m 以内の範囲

《当てはめを行わない地域》

- ①都市計画法の用途地域のうち工業専用地域
- ②河川区域
- ③トンネル区間（出入口から中央部方向に 150m 以内の区間を除く。）
- ④都市計画法の用途地域が定められていない地域で、山林、原野、農用地などの通常の生活を保全する必要がないと認められる地域

(2) 当てはめる地域類型と基準値

- ①都市計画法の用途地域については、用途区分に応じて当てはめ
- ②都市計画法の用途地域以外については、実際の土地利用に応じて当てはめ



地域類型	地域区分		基準値
I	用途地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	70デシベル 以下
	用途地域以外	主に住居の用に供されている地域(住宅、病院、学校等)	
II	用途地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	75デシベル 以下
	用途地域以外	商業、工業の用に供されている地域	

3 地域類型の当てはめに係る告示

3月13日付けで、県報掲載し、県及び関係市町村で地域指定図（別紙参照）を縦覧

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域指定図について

